

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：地域活性化推進室

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：6. 地域活性化政策

| | |
|------|--|
| 政策名 | 地域活性化の推進 |
| 基本目標 | 地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を内閣として推進し、地域活性化（地方再生）を促進する。 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |

1 政策概要及び評価結果総論

(1) 政策の背景・必要性

我が国の地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るといふ悪循環に陥っている。この悪循環を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならない。

また、地域には、優れた地域産業、農林水産業、伝統文化、人材などの豊かな「底力」があり、この「底力」を引き出し、地域の自立的な発展を促していく中で、我が国の地域の力が原動力となって我が国全体の国力を上昇気流に乗せていくため、地域活性化の推進が必要である。

(2) 根拠法令等

- ◆ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年六月三日法律第九十二号）
- ◆ 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）
- ◆ 地域再生法（平成十七年四月一日法律第二十四号）
- ◆ 「地方再生戦略」（平成十九年十一月三十日地域活性化統合本部会合了承）（資料 11）
- ◆ 「経済危機対策」（平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）（資料 12）
- ◆ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成二十一年十二月八日閣議決定）（資料 13）

(3) 評価対象施策

- ① 中心市街地活性化基本計画の認定
- ② 地方の元気再生事業の実施
- ③ 地域活性化・公共投資臨時交付金の配分計画の策定
- ④ 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分計画の策定
- ⑤ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金の配分計画の策定
- ⑥ 構造改革特区計画の認定
- ⑦ 地域再生計画の認定
- ⑧ 特定地域再生事業会社の指定
- ⑨ 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定
- ⑩ 地域再生支援利子補給金の支給

(4) 評価結果総論

○ 施策評価結果一覧（※①⑥⑦は2つの指標から評価しているが、下記の結果では中間値をとっている。）

| S | A | B | C | 未集計等 |
|---|------------|-----------|--------|------|
| 0 | 5 ①②③④⑤ | 4 ⑥⑦⑨⑩ | 1 ⑧ | 0 |

○総合的評価

○地域活性化推進室全体の体制について

地域活性化推進室（以下、「推進室」という。）は、4法令業務（構造改革特区、地域再生、都市再生、中心市街地活性化）を中心とする縦割りの体制を採っていたが、法令業務間の連携が不十分であり、他省庁の施策を含めたコンサルティング機能が活かされていない、地方公共団体等からも総合的な窓口として認識されていないという課題が見受けられた。

そこで、地域活性化に関する地方政府等に対する真の相談・支援窓口となるよう4法令業務ごとの縦割りを排し、地域ブロックを基本とした業務体制に改めることとした。

その上で、地域の課題やニーズに対応するべく、推進室に蓄積された知見、人的ネットワーク、推進室の4法令業務を活用し、さらには関係省庁との連携により、地方公共団体等地域に対する総合的コンサルティング・支援を行うとともに、必要に応じて関係省庁に施策の改善を求めたり、省庁横断的な課題に対しては自ら改善施策を企画・立案し、関係省庁と連携して具体化することを目指している。

①中心市街地活性化基本計画の認定

中心市街地活性化基本計画は、国による認定と連携した支援措置を受けることができた。

また、平成21年度に目標年次に到達した認定中心市街地活性化基本計画はないが、認定中心市街地活性化基本計画上の目標について、達成可能であると見込んでいる市町村が多く、達成に向けて進展があった。

これまで、市町村からの相談に応じ、課題解決について支援してきたが、推進室でこれまで蓄積してきた知見・ノウハウが必ずしも有効には提供されていなかった点が課題としてあげられる。そこで、蓄積してきた知見・ノウハウや人的ネットワークに基づくソリューションの提案を果たせるよう努めるとともに、推進室全体のコンサルティング機能を充実させ、地域活性化に資する他施策との連携効果を追求するなど、総合的な施策の発揮を目指す。

②地方の元気再生事業の実施

地域住民や地方公共団体等による地域活性化の取組みの立ち上がり段階を支援する趣旨で実施し、個別の取組みの立ち上がりについては一定の成果を上げた。

本事業は平成21年度で終了となるが、支援案件のフォローアップを行い、事例分析や参考情報の蓄積を行い、推進室の地域活性化サポート機能を強化していく。

③地域活性化・公共投資臨時交付金の配分計画の策定

地域における公共投資を円滑に実施するために有効であったと回答した地方公共団体が93.6%となり、本交付金は有効であったと言える。

④地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分計画の策定

地域活性化等に取り組むために有効であったと回答した地方公共団体が99.0%となり、本交付金は有効であったと言える。

⑤地域活性化・きめ細かな臨時交付金の配分計画の策定

地域におけるきめ細かなインフラ整備事業に取り組むために有効であったと回答した地方公共団体が98.1%となり、本交付金は有効であったと言える。

⑥構造改革特区計画の認定

経済社会の構造改革推進及び地域の活性化に向けて、地方公共団体から申請のあった計画について、関係省庁と協議の上、適正な認定を行っている。

制度創設当初は提案に勢いがあったが、近年は提案件数、実現件数などが低迷傾向にあった。そこで、抜本的な規制改革につながるような本来の特区制度に立ち返り、制度の幅広い方面へのPRし、実現した特例措置の周知徹底を図ることとした。また、複数の特例措置の組み合わせや、より総合的な対応が可能な「総合特区」制度の創設を検討し始めているところである。

⑦地域再生計画の認定

地域の自主的・自立的な取組に基づく地域の再生に向けて、地方公共団体から申請のあった計画について、関係省庁と協議の上、適正な認定を行っている。

本来、総合的な地域活性化施策のプラットフォームとなるべき本制度が、限られた支援措置の活用のために使われている傾向が課題としてあげられる。そこで、各種支援措置の連携を高め、地方公共団体にも地域再生の自主的取組を求めることを通じ、総合的な地域活性化の実現を図ることとした。

⑧特定地域再生事業会社の指定

これまでに特定地域再生事業会社の指定実績はない。租税特別措置の抜本的見直しによる制度の廃止に伴い、特定地域再生事業会社の指定についても廃止した（法改正済）。

⑨地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定

平成 21 年度における地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数は、実績として 189 件の計画が認定され、一定の成果を挙げたと考える。

一括交付金化など地域主権改革の推進の議論の進展も見つつ、必要に応じて、予算の見直しを検討する。

⑩地域再生支援利子補給金の支給

平成 21 年度における地域再生支援利子補給金の支給対象となる融資の融資額の目標を 60 億円としており、実績として合計 47.5 億円の融資が実行され、概ね目標値を達成できたと考える。

(5) 政策全体の課題と今後の取組方針

地方の元気再生事業や臨時交付金が平成 21 年度限りとされているが、概ね利用者側である地方自治体の満足度は高く、地域活性化に資する施策であったと言える。地域再生基盤強化交付金については一括交付金化など地域主権改革の推進の議論の進展も見つつ、必要に応じて、予算の見直しを検討する。

平成 22 年 1 月に実施した総括において様々な課題が浮き彫りになったが、局内の機能強化等により、地域の抱える課題やニーズに応えるべく、より機動的・能動的な総合的コンサルティングを行う態勢を整えた。

今後は終了した事業や年次目標に達していない事業などのフォローアップに努めるなど支援を行い、総合特区など新たな施策を含めワンストップで地域の活性化支援を行う。

2 各施策の概要及び評価結果

①中心市街地活性化基本計画の認定〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画の認定を行う（資料1）。

| 主な施策の予算額 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 中心市街地活性化基本計画の認定 | 3 | 3 | 3 |

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | A | | | |
|--|-----|------|------|-------------|------------------|
| 評価指標 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 達成度 |
| (1) 認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合 | 目標値 | — | 100% | 100% | 達成できた (A) |
| | 実績値 | — | 100% | 100% | |
| (2) (目標年次に到達している計画について) 中心市街地活性化法に基づくフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合 | 目標値 | — | 50% | 50% (注1) | 達成にむけて進展があった (A) |
| | 実績値 | — | — | — | |

(注1) 目標年次に達している計画がないため、暫定値。

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

中心市街地活性化法に基づき、平成22年3月末までに97市・100件の中心市街地活性化基本計画の認定を行っており、全ての計画において「国による認定と連携した支援措置」を受けることができた。

また、平成21年度に目標年次に到達した認定中心市街地活性化基本計画はないが、認定中心市街地活性化基本計画上の目標について、達成可能であると見込んでいる市町村が多く（平成21年度フォローアップを行った54市・55件の基本計画に係る182目標指標中、取組が既に開始されている163の指標のうち概ね7割）、達成に向けて進展があったと考えられる。

<効率性>

推進室が各府省庁との緊密な連携の下、一元的な窓口としての役割を担い、中心市街地活性化基本計画の作成及び認定申請等に際して、事前の相談を広く受け付け、認定に関する審査の効率的な実施に努めた。また、市町村の中心市街地活性化に向けた取組が推進するよう、認定中心市街地活性化基本計画に関するフォローアップ結果の中から、中心市街地の活性化に効果的な取組を紹介する等を実施した。

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 | |
|--|---------|---|
| 新たな中心市街地活性化基本計画の認定、認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップ調査の実施 | 予算要求 | 現行予算を継続 <平成23年度概算要求 3百万円> (平成22年度予算 3百万円) |
| | 事務の改善等 | 必要に応じて、適時・適切な改善を行う |

②地方の元気再生事業の実施〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進する（資料2）。

| | | | |
|--------------|----------|----------|----------|
| 主な施策の予算額 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
| 地方の元気再生事業の実施 | — | 2,442 | 3,750 |

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | A | | | |
|---|-----|-------|--------|---------|----------------|
| 評価指標 | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 達成度 |
| 地方の元気再生事業として選定した取組のうち、具体的な官民の事業に発展する等取組が継続するものの割合 | 目標値 | — | 60% | 60% | 達成できた（A） ※1 |
| | 実績値 | — | （100%） | （99%）※1 | |

※1:平成 21 年度末時点の見込み

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

地方の元気再生事業については、21 年度末時点において取組を継続する割合（見込み含）が目標を上回る等、個別の取組みの立ち上がりについては一定の成果を上げた。

<効率性>

平成 21 年度の新規提案については、696 件の応募の中から民間有識者からなる地域活性化戦略チームの意見を踏まえた上で 191 件のみ選定した。

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 | |
|--|---------|--|
| (1) 本事業による支援終了後の事業の継続や自立への取組みを強化するよう更なる誘導をすべき。 (2) 優良事例の他地域への普及や個別の取組みへの助言、情報提供が不十分。 (3) 現場が直面しているボトルネックの把握、分析、解決が不十分。 上記のような課題が浮かび上がったところ、推進室全体での綿密なフォローアップにより対応することとして、事業廃止とした。 | 予算要求 | 平成 22 年度継続予定なし |
| | 事務の改善等 | 事業の自律的・持続的な展開が図られるよう、今後とも事務局・地方連絡室一体でのフォローアップ支援。 |

③地域活性化・公共投資臨時交付金の配分計画の策定〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

地方公共団体が、「経済危機対策」と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、地域活性化・公共投資臨時交付金の配分計画を策定する(資料3)。

| 主な施策の予算額 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------------------------|----------|----------|-----------------------|
| 地域活性化・公共投資臨時交付金の配分計画の策定 | — | — | 1,289,000 (一次補正予算) |

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | A | | | |
|---|-----|-------|-------|-------|-----------|
| 評価指標 | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 達成度 |
| 地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、地域における公共投資を円滑に実施するために有効だったと回答した地方公共団体の割合 | 目標値 | — | — | 90.0% | 達成できた (A) |
| | 実績値 | — | — | 93.6% | |

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

本年6月、本交付金を受けて事業を実施した地方公共団体に対して、本交付金が地域における公共投資を円滑に実施するために有効であったかについて調査を行った(N=1,679)。調査の結果、「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答が93.6%となり、達成目標を超える成果があった。その主な回答理由は以下のとおりであった。

- ・国庫補助事業等の地方負担が軽減され、緊急に必要となった事業を実施できたから
- ・国庫補助事業等の地方負担が軽減され、毎年の予算枠内では長くかかる事業を一気に完了できたから
- ・地域活性化等に資する事業を実施することができたから
- ・地方公共団体の自主性・自立性が十分に尊重された交付金であったから

追加公共事業等の地方負担額の概ね9割程度に交付され、地方公共団体の自主性・自立性を活かせるよう制度設計をしたことが有効であったと考えられる。

<効率性>

本交付金については、対象事業は建設地方債対象事業に限定しているものの、原則として地方が自由に使える交付金としているところであり、各地方公共団体の実情に応じた効率的・効果的な事業を実施できる制度となっている。

また、国において平成21年度第1次補正予算の執行の見直しが行われたことを踏まえ、平成21年12月28日付事務連絡において、「各地方公共団体においても、国・地方を通じた厳しい財政状況及び基本方針の趣旨を踏まえ、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用して行う事業について、事業内容を再度精査していただき、真に必要なものを実施していただきますようお願い」する旨通知したところである。

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 | |
|----------|---------|--------------|
| 平成21年度限り | 予算要求 | 平成22年度継続予定なし |
| | 事務の改善等 | — |

④地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分計画の策定〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

地方公共団体が、「地方再生戦略」「経済危機対策」に対応した事業を実施することができるよう、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分計画を策定する（資料4）。

| 主な施策の予算額 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|---------------------------|----------|----------|-----------------------|
| 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分計画の策定 | — | — | 1,000,000 (一次補正予算) |

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | A | | | |
|--|-----|-------|-------|-------------------|-----------|
| 評価指標 | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 達成度 |
| 地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、地域活性化等に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合 | 目標値 | — | — | 90.0% | 達成できた (A) |
| | 実績値 | — | — | 99.0% (98.99%) | |

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

本年6月、本交付金を受けて事業を実施した地方公共団体に対して、本交付金が地域活性化等に取り組むために有効であったかについて調査を行った(N=1,797)。調査の結果、「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答が99.0%と達成目標を大幅に超える成果があった。その主な回答理由は以下のとおりであった。

- ・緊急に必要となった事業に活用でき、負担軽減を図ることができたから
- ・地域活性化等に資する事業を実施することができたから
- ・適当な国庫補助等が無いため、実施することができなかった事業を実施できたから
- ・毎年の予算枠内では長くかかる事業を一気に完了できたから

交付金の使途については原則自由であり、地方公共団体の自主性・自立性を活かせるよう制度設計をしたことが極めて有効であったと考えられる。

<効率性>

本交付金については、原則として地方が自由に使える交付金としているところであり、各地方公共団体の実情に応じた効率的・効果的な事業を実施できる制度となっている。

また、国において平成21年度第1次補正予算の執行の見直しが行われたことを踏まえ、平成21年12月28日付事務連絡において、「各地方公共団体においても、国・地方を通じた厳しい財政状況及び基本方針の趣旨を踏まえ、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用して行う事業について、事業内容を再度精査していただき、真に必要なものを実施していただきますようお願い」する旨通知したところである。

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 | |
|----------|---------|--------------|
| 平成21年度限り | 予算要求 | 平成22年度継続予定なし |
| | 事務の改善等 | — |

⑤地域活性化・きめ細かな臨時交付金の配分計画の策定〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

地方公共団体が、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に対応して、電線の地中化、都市部の緑化など、細かなインフラ整備等を実施できるよう、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の配分計画を策定する（資料5）。

| | | | |
|--------------------------|--------|--------|---------------------|
| 主な施策の予算額 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
| 地域活性化・きめ細かな臨時交付金の配分計画の策定 | — | — | 500,000 (二次補正予算) |

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | A | | | |
|--|-----|------|------|-------|-----------|
| 評価指標 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 達成度 |
| 地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、地域におけるきめ細かなインフラ整備事業に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合 | 目標値 | — | — | 90.0% | 達成できた (A) |
| | 実績値 | — | — | 98.1% | |

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

本年6月、本交付金を受けて事業を実施した地方公共団体に対して、本交付金が地域におけるきめ細かなインフラ整備事業に取り組むために有効であったかについて調査を行った(N=1,797)。調査の結果、「非常に有効であった」又は「有効であった」との回答が98.1%と達成目標を超える成果があった。その主な回答理由は以下のとおりであった。

- ・緊急に必要となった事業に活用でき、負担軽減を図ることができたから
- ・地域活性化等に資する事業を実施することができたから
- ・適当な国庫補助等が無いため、実施することができなかった事業を実施できたから
- ・毎年の予算枠内では長くかかる事業を一気に完了できたから

交付金の使途については原則自由であり、地方公共団体の自主性・自立性を活かし、地域におけるきめ細かなインフラ整備事業に活用できるよう制度設計をしたことが極めて有効であったと考えられる。

<効率性>

本交付金については、対象事業は公共施設又は公用施設の建設又は修繕等に限定しているものの、原則として地方が自由に使える交付金としているところであり、各地方公共団体の実情に応じた効率的・効果的な事業を実施できる制度となっている。

また、本交付金の一部については、地元の中小企業・零細事業者が受注できるようなきめ細かな事業を実施するなど、経済対策の趣旨に沿った効果が高いと認められる事業を実施しようとするものに重点的に配分した。

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 | |
|----------|---------|--------------|
| 平成21年度限り | 予算要求 | 平成22年度継続予定なし |
| | 事務の改善等 | — |

⑥構造改革特区計画の認定〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。(資料6)

| 主な施策の予算額 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 構造改革特区計画の認定 | 176 | 113 | 84 |
| 地域再生計画の認定 | | | |
| 特定地域再生事業会社の指定 | | | |

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | B | | | |
|--|-----|-------|-------|-------|--------------|
| 評価指標 | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 達成度 |
| (1) 構造改革特区計画の認定件数 | 目標値 | — | 70 件 | 70 件 | 達成できなかった (C) |
| | 実績値 | — | 77 件 | 27 件 | |
| (2) 計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした地方公共団体の割合 | 目標値 | — | 60% | 60% | 達成できた (A) |
| | 実績値 | — | 70.3% | 59.0% | |

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

直ちに全国一律で認め難い規制改革であっても、まずは特定の地域に限って実施することにより、その検証成果に応じて全国的な規制改革の突破口となるとともに、地域の独創的な構想の実現を手助けし、地域特性の顕在化や地域活性化につながっている。

認定件数については未達となったものの、目標達成度については概ね当初の目標どおりの成果を挙げており、一定の成果があったものと考えている。

なお、認定件数が大幅に未達となった主な要因は、新規特例措置の追加に伴う認定申請が 20 年度に集中し、地方公共団体の需要がある程度満たされたことで、21 年度に大幅に減ったことによるものであり、22 年度からは、これを考慮して目標を設定している。

<効率性>

特区制度は、従来型の財政支援措置によらず、やる気のある地域が自発性をもって知恵と工夫の競争を行う取組について政府が一体となって応援するものであり、各種の規制の特例措置に係る計画の認定の事前相談、受付、関係府省への協議を内閣府において一括して行っている。

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 |
|-----------------------------------|---|
| 新規特例措置の一層の実現及び特例措置が一層活用されるような制度周知 | 予算要求 現行予算を継続 <平成 23 年度概算要求 68 百万円> (平成 22 年度予算 74 百万円) |
| | 事務の改善等 施策単位の評価は B ではあるが、地方公共団体の意向および制度設計中である総合特区制度(仮称)の動向等を踏まえ、特例措置が一層活用されるような制度周知を行いつつ、引き続き推進する。 |

⑦地域再生計画の認定〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

自主的かつ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定を行う。（資料7）

※予算は⑥⑦⑧で一括計上している。

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | B | | | |
|---|-----|------|-------|-------|------------------------|
| 評価指標 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 達成度 |
| (1)地域再生計画の認定件数 | 目標値 | — | 160件 | 340件 | 一定の成果を挙げたが、達成できなかった(B) |
| | 実績値 | — | 100件 | 256件 | |
| (2)計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした地方公共団体の割合 | 目標値 | — | 80.0% | 80.0% | 一定の成果を挙げたが、達成できなかった(B) |
| | 実績値 | — | 81.7% | 68.8% | |

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

地方公共団体からの新規計画の申請が減少していることや、計画の期間終了に伴う新規計画の認定の割合の増加等により、認定件数や目標達成度が未達となったものの、7割近くが当初の目標以上の成果を挙げており、一定の成果があったものと考えている。

<効率性>

地域再生制度は、地域のニーズを踏まえた裁量性の高い各府省の各種支援措置を基に、地域の自主的・自立的な取組を支援するものであり、計画の認定の事前相談、受付、関係府省への協議を内閣府において一括して行っている。一覧

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 | |
|-----------------------------------|---------------|--|
| 新規支援措置の一層の実現及び支援措置が一層活用されるような制度周知 | 予算要求 | 現行予算を継続 <平成23年度概算要求 68百万円> (平成22年度予算 74百万円) |
| | 事務の改善等 | 施策単位の評価はBではあるが、地方公共団体の意向および制度設計中である総合特区制度(仮称)の動向等を踏まえ、特例措置が一層活用されるような制度周知を行いつつ、引き続き推進する。 |

⑧特定地域再生事業会社の指定〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

地域再生計画を基に、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業（地域再生事業）に対し、投資額控除等の税制上の優遇措置を講じ、「志のある投資」を促進し、「民間の力による地域再生」を進めるため、地域再生事業を行う株式会社に対して内閣総理大臣が指定を行う（資料8）。

※予算は⑥⑦⑧で一括計上している。

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | C | | | |
|---------------|-----|------|------|------|-----------------|
| 評価指標 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 達成度 |
| 特定地域再生事業会社の指定 | 目標値 | — | 1件 | 1件 | 達成できなかった (C) |
| | 実績値 | — | 0件 | 0件 | |

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

地方公共団体からの申請がないため、これまでに特定地域再生事業会社の指定実績はない。租税特別措置の抜本的見直しによる制度の廃止に伴い、特定地域再生事業会社の指定についても廃止した（法改正済）。

（分析）

近年の経済状況の悪化等により、積極的な活用につながらなかったこと等。

<効率性>

これまでに特定地域再生事業会社の指定実績はない。租税特別措置の抜本的見直しによる制度の廃止に伴い、特定地域再生事業会社の指定についても廃止した（法改正済）。

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 |
|--------------|---|
| 平成22年度継続予定なし | <p>予算要求</p> <p>予算要求事項から削除 <平成23年度概算要求 0円> (平成22年度予算 74百万円)</p> <p>事務の改善等</p> <p>平成22年度税制改正大綱において、特定地域再生事業会社に対する投資への税制上の優遇措置について廃止とされたことから、特定地域再生事業会社の指定についても廃止した。(法改正済)</p> |

⑨地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

地域再生計画を基に、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う（資料9）。

| 主な施策の予算額 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 | 141, 833 | 144, 608 | 144, 608 |

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | B | | | |
|------------------------|-----|-------|-------|-------|------------------------|
| 評価指標 | | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 達成度 |
| 地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数 | 目標値 | — | 30 件 | 240 件 | 一定の成果を挙げたが、達成できなかった（B） |
| | 実績値 | — | 23 件 | 189 件 | |

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

平成 21 年度における地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数の目標は 240 件としており、実績として地方公共団体からの新規認定申請が少なかったものの 190 件の計画が認定され、一定の成果を挙げたと考える。

<効率性>

平成 21 年度において、地域再生基盤強化交付金を活用した計画は 656 件が実施されている。このうち汚水処理施設整備交付金においては、既存の計画にとらわれず、市町村が地域の実情に即した自由な施設の配置を行った計画が 65 件ある他、複数の交付金を活用した計画、道整備交付金と補助対象施設の転用等を併せて活用した計画がある。また、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金となっている。

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 | |
|--------------------------------|---------|---|
| 地域再生に必要な経済基盤の強化及び生活環境の整備の円滑な実施 | 予算要求 | 予算要求事項から削除 <平成 23 年度概算要求 0 円> (平成 22 年度予算 103, 389 百万円) |
| | 事務の改善等 | 行政事業レビュー公開プロセス評価結果を踏まえ廃止。 |

⑩地域再生支援利子補給金の支給〔地域活性化推進室〕

ア 施策の概要

地域再生計画を基に、事業実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給する（資料10）。

| 主な施策の予算額 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------------|--------|--------|--------|
| 地域再生支援利子補給金の支給 | — | 21 | 61 |

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

| 施策単位での評価 | | B | | | |
|---------------------------|-----|------|------|--------|------------------------|
| 評価指標 | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 達成度 |
| 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額 | 目標値 | — | 30億円 | 60億円 | 一定の成果を挙げたが、達成できなかった（B） |
| | 実績値 | — | 20億円 | 47.5億円 | |

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

平成21年度における地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額の目標を60億円としており、実績として合計47.5億円の融資が実行され、それにより雇用効果（維持+新規）として総計1,280名が見込まれており、一定の成果を達成できたと考える。

また、実行された47.5億円の融資以外に、金融機関における実施事業者に対する地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資で、約20億円の融資が平成22年度に入っすぐ実行されたことも考慮すると、概ね目標値を達成できたと考える。

<効率性>

平成21年度における地域再生支援利子補給金支給対象となる合計47.5億円の融資の実行により、雇用効果（維持+新規）として総計1,280名が見込まれており、それに伴う利子補給金の支給は1年間で3,325万円（利率0.7%）と、少ない経費で高い政策効果が期待できるものである。

エ 主な課題と今後の取組方針

| 課題 | 今後の取組方針 | |
|--|---------|---|
| 地域再生に資する事業実施者を対象とした金融機関の融資に対する利子補給金の支給の円滑な実施 | 予算要求 | 金融機関の動向を踏まえ、新規対象融資額の増額を検討。 <平成23年度概算要求 122百万円> (平成22年度予算 73百万円) |
| | 事務の改善等 | 利子補給金に対する需要を的確に把握するよう、金融機関と幅広く且つ綿密に情報交換し、引き続き事業者の資金需要に対して有効な利子補給金を時機を逃すこと無いように支給していく。 |

オ 有識者の意見等

順天堂大学医学部の田城孝雄准教授より平成22年7月9日に以下のようなご意見を伺った。

省庁の壁を越えることは画期的。ますます機能を強化すべきだろう。地方自治体にも部門ごとの壁があるかと思うが、横断できるよう関係を築くと良い。

全般的に良い取組が多いが、一般の方や自治体にさほど知られていないことが残念だ。周知のしかたを工夫したり、情報提供を密にすると良いのではないか。

また、有識者をピンポイントでもっと横断的・機動的に活用してもらいたい。

(参考1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|---------------------|-------------|---|
| 第174回国会内閣総理大臣所信表明演説 | 平成22年6月11日 | 地方の皆さまと膝をつきあわせ、各地の要望を踏まえ、権限や財源の移譲を丁寧に進めていきます。その上で、特区制度も活用しつつ、各行政分野で地域ごとに具体的な結論を出していきます。 |
| 第173回国会内閣総理大臣所信表明演説 | 平成21年10月26日 | 活気に満ちた地域社会をつくるため、国が担うべき役割は率先して果たします。 |

(参考2) 文献及びデータ等

- ① 中心市街地活性化基本計画の概要（資料1）
 - ② 地方の元気再生事業の概要（資料2）
 - ③ 地域活性化・公共投資臨時交付金の概要（資料3）
 - ④ 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要（資料4）
 - ⑤ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金の概要（資料5）
 - ⑥ 構造改革特区計画の概要（資料6）
 - ⑦ 地域再生計画の概要（資料7）
 - ⑧ 特定地域再生事業会社の概要（資料8）
 - ⑨ 地域再生基盤強化交付金の概要（資料9）
 - ⑩ 地域再生支援利子補給金の概要（資料10）
- ※ 地方再生戦略（平成十九年十一月三十日 地域化成果統合本部会合了承）（資料11）
- ※ 「経済危機対策」（平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）（資料12）
- ※ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成二十一年十二月八日閣議決定）（資料13）

(参考3) 測定指標の設定の考え方

| 測定指標 | | 設定の考え方 |
|------|---|---|
| (1) | 認定中心市街地活性化基本計画のうち、国による認定と連携した支援措置を受けているものの割合 | 中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化に意欲的に取り組む市町村を重点的・効果的に支援していくために設定 |
| | (目標年次に到達している計画について) 中心市街地活性化法に基づくフォローアップ調査結果のうち、目標を達成したと回答した市町村の割合 | ※目標年次に達している計画がないため、暫定値。 |
| (2) | 地方の元気再生事業として選定した取組のうち、具体的な官民の事業に発展する等取組が継続するものの割合 | 当施策の目標である、地域活性化の取組みの立ち上がり段階における支援の効果を測定するものとして、具体的な官民の事業に発展する等取組が継続するものの割合を測定指標として設定した。 |
| (3) | 地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、地域における公共投資を円滑に実施するために有効だったと回答した地方公共団体の割合 | 対象となる概ね全ての団体において、交付金が有効活用されるという目標を設定した。 |
| (4) | 地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、地域活性化等に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合 | 対象となる概ね全ての団体において、交付金が有効活用されるという目標を設定した。 |
| (5) | 地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した地方公共団体に対する調査で、当該交付金が、地域におけるきめ細やかなインフラ整備事業に取り組むために有効だったと回答した地方公共団体の割合 | 対象となる概ね全ての団体において、交付金が有効活用されるという目標を設定した。 |
| (6) | 構造改革特区計画の認定件数 | 新たな特例措置の追加や既存の特例措置の全国展開等を考慮しつつ、前年度実績を参考に設定した。 |
| | ⑥-(2)計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした地方公共団体の割合 | 地方公共団体の達成見込みを数値目標として設定した。 |
| (7) | 地域再生計画の認定件数 | 計画期間の終了等を考慮しつつ、前年度実績を参考に設定した。 |
| | 計画策定地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした地方公共団体の割合 | 地方公共団体の達成見込みを数値目標として設定した。 |
| (8) | 特定地域再生事業会社の指定 | 指定実績の確保を目指し、目標値を設定。 |
| (9) | 地域再生基盤強化交付金を活用した計画の認定数 | 終期を迎える計画数と昨年度の実績を踏まえて目標値を設定した。 |
| (10) | 地域再生支援利子補給金の支援対象となる融資の融資額 | 従来の金融支援である「日本政策投資銀行の低利融資等」の実績を参考に目標値を設定した。 |